

## 議員提出第2号議案

### 安城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の規則を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

安城市議会議員	守	口	晶	治
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	鈴	木		浩
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	白	谷	隆	子

### 安城市議会会議規則の一部を改正する規則

安城市議会会議規則（昭和48年安城市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第86条」を「第86条の2」に改める。

第2章第1節中第86条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第86条の2 この章における出席委員には、安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）第14条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第109条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、表決の際にオンラインによる方法で当該委員会に出席している委員は、この限りでない。

第133条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会で説明することができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、委員会の議事をオンラインによる方法で行う上で、必要があるため。